

議案第 4 3 号

飛驒市手数料徴収条例及び飛驒市消防法等関係手数料徴収条例の一部
を改正する条例について

飛驒市手数料徴収条例及び飛驒市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正

飛驒市手数料徴収条例及び飛驒市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(飛驒市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 飛驒市手数料徴収条例（平成16年飛驒市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表43の部(1)の項中

「

ウ	法第5条第1項第2号に規定するもの
---	-------------------

」を

「

ウ	移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可済みの場合）	1件につき6,000円	
エ	法第5条第1項第2号に規定するもの		

」に改

め、同表同部(5)の項中「（昭和42年法律第149号）」を削る。

(飛驒市消防法等関係手数料徴収条例の一部改正)

第2条 飛驒市消防法等関係手数料徴収条例（平成16年飛驒市条例第239号）の一部を次のように改正する。

別表3の部(5)の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

		(エ) 冷凍能力が 1,000 トン以上 3,000トン未満の設 備に係るもの	1 件につき 87,000円	
		(オ) 冷凍能力が 3,000トン以上の設 備に係るもの	1 件につき 110,000円	
(2)~(4) 略				
(5)	高圧ガス製造施設等完成検査手数料			
	ア	法第5条第1項又 は法第14条第1項の 許可に係る液化石 油ガスの製造のた めの施設であっ て、液化石油ガス の保安の確保及び 取引の適正化に関 する法律(昭和42 年法律第149号)第 37条の3第1項の 完成検査を受け、 かつ、同法第37条 の技術上の基準に 適合していると認 められたもの	1 件につき 6,100円	
	イ~エ 略			
(6)~(9) 略				

以下 略

		(エ) 冷凍能力が 1,000 トン以上 3,000トン未満の設 備に係るもの	1 件につき 87,000円	
		(オ) 冷凍能力が 3,000トン以上の設 備に係るもの	1 件につき 110,000円	
(2)~(4) 略				
(5)	高圧ガス製造施設等完成検査手数料			
	ア	法第5条第1項又 は法第14条第1項の 許可に係る液化石 油ガスの製造のた めの施設であっ て、液化石油ガス の保安の確保及び 取引の適正化に関 する法律_____第 _____ 37条の3第1項の 完成検査を受け、 かつ、同法第37条 の技術上の基準に 適合していると認 められたもの	1 件につき 6,100円	
	イ~エ 略			
(6)~(9) 略				

以下 略

(第2条) 飛騨市消防法等関係手数料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行		改正案	
本則・附則 略		本則・附則 略	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1の部・2の部 略		1の部・2の部 略	
3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)~(4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)~(4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

1,590,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,950,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,270,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

(6)～(12) 略

以下 略

1,920,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,360,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,740,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,640,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,240,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 8,790,000円

(6)～(12) 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>手数料の標準額については、地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）に基づき、原則として3年ごとに見直しを行うこととされており、令和5年度において、関係省庁を通じて所管事務の手数料標準額の見直しが行われ、これに伴い以下の内容を規定する。</p> <p>(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律において許可済みの移動式製造設備を高圧ガス保安法の用途に使用するための許可手数料を新たに加えるため改正するもの。</p> <p>[第1条] 飛騨市手数料徴収条例 (別表関係)</p> <p>(2) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査の手数料の金額を引き上げるため改正するもの。</p> <p>[第2条] 飛騨市消防法等関係手数料徴収条例 (別表関係)</p>
市民への影響等	【市民（事業者）への影響】 条例施行後に該当施設を設置しようとする者の手数料が増額となる。
施行日	令和6年4月1日
備考	